

※ 施工前にお読み下さい。

## 保安基準証明書発行要領

※ 道路運送車両法 保安基準詳細第 29 条 (窓ガラス)

1. シールドの位置、高さ

- ・ 前面ガラスの上縁である事。
- ・ ガラスの中心部分で、ウェザーストリップやモール、セラミックの不透明部分を除く実長の 20 パーセント以内である事。

2. シールドの濃さ

- ・ 安全性を考慮し、信号機が確認できる事。
- ・ カッティングシート等の不透明品は不可。

補足) フロントウィンド及び運転席、助手席への前面フィルム貼り付け

- ・ 可視光線透過率 70%以上である事。

・ 保安基準の規定に沿った施工を行なった車輛に限り、当店より保安基準証明書を発行いたします。

・ 左記、a と b の数値を測定し、それを証明出来る写真を当店まで送付して下さい。

★写真撮影についての注意

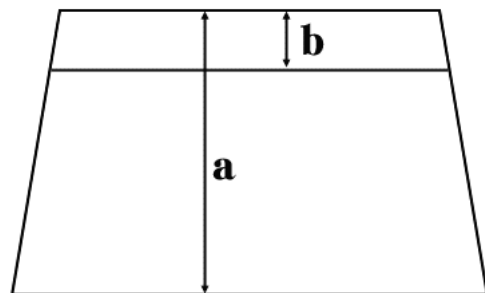
- メジャーをウィンドウ中心部付近で垂直に当てて下さい。
- 数値がはっきり判別出来る状態にしてください。
- デジタルカメラによる画像でも結構ですが不鮮明なものや加工のあとがあるものは認められません。
- 測定時はガラス全面のサイズではなく、縁どりを除いた透明部分のみを測定して下さい。

★当店に送っていただくもの

- 車検証のコピー (車名、型式、ナンバー)
- 写真 (3 枚程度)
  - 施工部全面が確認できるもの
  - a の数値が判別出来るもの
  - b の数値が判別出来るもの
- 貼付寸法 (a と b の数値)
  - ※ 写真は返却出来ません。

左記宛て先まで郵送もしくはメールにてお申し込み下さい。

なお、写真が不鮮明な場合や不正が認められる場合は証明書を発行いたしかねます。



中央部付近 a mm  
貼付部分 (上縁) b mm

**ふいるむ屋さん**

〒260-0813

千葉県千葉市中央区生実町 1747-1

FreeDial 0120-216-680

Fax.043-262-0334

<http://www.filmyasan.jp/>

E-mail : [info@filmyasan.jp](mailto:info@filmyasan.jp)